

議 長 日程第4「議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について提案することに伴い、鳥獣被害対策実施隊に係る規定について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正する内容につきましては、松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定に伴いまして、鳥獣被害対策実施隊員に係る規定を削除するものでございます。

それでは、議案2枚をおめくりいただき、3枚目の参考資料、松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を御覧ください。改正案でございます。第1条でございます。第36号の「鳥獣被害対策実施隊員」を削りまして、以下第37号を36号とし、第38号を第37号とするものでございます。

また、別表第1、第2条関係でございます。次ページをお願いいたします。次ページの下から2行目でございます、鳥獣被害対策実施隊員、年額1,000円を削るものでございます。

最後に2ページ戻っていただきまして、議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点確認なんですけどもね、先ほどの議案第2号のほうは付託となったんですけれども、上程された条例案によりますと、そちらのほうもですね、4月…

令和7年4月1日から施行になってますよね。こちらのほうも削る部分なんでね、4月1日でいいのかね。3月31日じゃなくていいの。そこの確認なんですけど、いかがでしょうか。

参事兼総務課長 実際的に4月1日から、今、第2号がですね、4月1日から施行という形になりますので、それに合わせて4月1日に削らせていただくものでございます。以上でございます。

9 番 井 上 (「はい。」の声あり) 分かりました。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑は打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。